

感染拡大防止集中対策期における対策（4月4日以降）について

令和3年4月3日

○対策期間：4月4日（日）～4月24日（土）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

(1) 外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
 - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあつては、特に慎重に検討するよう協力要請
 - 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 国の「まん延防止等重点措置」期間中の対象区域への不要不急の往来自粛を協力要請
 - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
 - 別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
 - 別添2（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請
 - 別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があつた場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
 - 別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
 - 別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
 - 別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

○飲食店への営業時間の短縮を協力要請（別紙のとおり）

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添2（再掲）：業種別ガイドライン

別添7（省略）：今後における適切な感染防止対策

別添8（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3（再掲）：かがわコロナお知らせシステム

別添9（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること

・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること

・手洗い・手指消毒を徹底すること

・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること

・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと

・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

○介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10（省略）：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11（省略）：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

（注）LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

飲食店への営業時間短縮の要請

1. 実施期間

令和3年4月7日（水）～4月20日（火）

2. 対象区域 県内全域

3. 根拠 特措法第24条第9項

4. 対象及び内容等

対象	内 容
店舗	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食店に対し、営業時間短縮の要請・ 営業時間は、午前5時から午後9時までに限る・ 酒類提供は、午後8時までに限る <p>※県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗</p> <p>(小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く)</p>

香川県営業時間短縮協力金（仮称）

要件：時短要請の全期間を通して（※）

（令和3年4月7日（水）～4月20日（火））

午後9時を過ぎての営業の休止（時間短縮）、酒類提供は午後8時までとすることにご協力いただいた飲食店

※一日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の要件を満たしません

支給額：1店舗当たり 4万円/日 × 日数（※）

※日数は、定休日を除く

申請受付：令和3年5月6日（木）から開始予定

コールセンター：令和3年4月5日（月）開設

開設時間：午前9時～午後5時（平日）

電話番号：087-832-3800

制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します

感染拡大防止集中対策期 年度初めに当たってのお願い

変異株の拡大がみられており、
会食をはじめとするリスクの高い場面は、
これまで以上に慎重に検討を

- 実施する際は、参加者全員が感染防止対策の徹底を
 - ・少人数・短時間で
 - ・配席を工夫、会話の際はマスク着用
 - ・体調不良の方は参加しない
 - ・大声を控えて
 - ・飲酒する場合は、特に注意
 - ・ガイドラインを守っているお店を選んで
- 感染防止対策がとられていない会食への参加は勇気をもって断ることが重要

感染者の多い地域との往来に起因すると
みられる感染も増えています

- 不要不急の外出は県内外を問わず慎重に
- 移動後の2週間は、感染リスクの高い5つの場面は避け、マスク・手指消毒の徹底を
今年のあいさつ回りは対面を必要最小限にするのがビジネスマナー

